

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会 一覧

No.	諮問年	諮問番号	答申年度	答申番号	姓名	原決定	答申内容
1	H14 (2002)	教育委員会 諮問 第1号	H14 (2002)	1	平成12年度2年の3学期社会科の中間テスト・期末テストの問題用紙等	不存在	原決定を取り消し、公文書の定義に従って、定期審査の問題用紙は公文書として認め、改めて決定すべきとの判断がなされた。また、文書の保管について要望が附された。
2	H14 (2002)	教育委員会 諮問 第2号	H14 (2002)	2	教育委員会又は教育長又は校長が教職員組合あるいは分会とこれまで交わした文書全て（確認書、協定書、議事録等）	部分公開	原決定を支持し、一部学校における文書の不存在決定を妥当と判断した。但し、文書の管理方法について、審査会として意見を附した。
3	H14 (2002)	市諮問第18号	H15 (2003)	1	平成12年度から平成14年度までの議員報酬差押えに関する神戸地方裁判所伊丹支部からの差押命令書及び差押えに関連する公文書一式	非公開	原決定を破棄し、差押えに係る情報は議員という立場においても非公開にすべき個人情報であるが、当該個人情報部分のみを非公開とし、残りの部分は公開するように判断された。
4	H16 (2004)	市諮問第1号	H16 (2004)	1	チャレンジ制度に係る広聴相談課の成果目標	部分公開	原決定を支持し、人事に関する情報として、職員の業績評価に将来導入するために定着化を図るという主張が、妥当と判断された。
5	H16 (2004)	教育委員会 諮問 第1号	H16 (2004)	2	宝塚市立学校の平成14年度卒業式及び平成15年度入学式における国旗国歌の取り扱いに係る県への報告の元になった市教委の調査資料一式	不存在	原決定を支持し、平成14年度からは県の調査方法が変更されたため、当該請求に係る調査資料を作成していないことは妥当と判断された。
6	H16 (2004)	市諮問 第28号	H17 (2005)	1	平成15年度宝塚市まちづくり協議会補助金に関する・支出負担行為書・支出命令書（添付資料を含む）（一小コミュニティ関係第1回交付、第5回交付）	部分公開	原決定後に実施機関側が決定内容を変更し、不服申立て内容を認容する形で諮問を行ったため、審査会においては、争点がなく、当該諮問の内容のとおり非公開としていた部分を一部公開として部分公開決定を行うことが妥当であると判断された。
7	H16 (2004)	市諮問 第29号	H17 (2005)	2	宝塚市雲雀丘3-1-28に係る道路工事の設計図書一式	部分公開	原決定を支持し、単価契約による工事方法の場合、工事の迅速性等から事務の内容が簡略化されているため、通常の工事で添付される文書がないことは妥当であると判断された。
8	H17 (2005)	議会 諮問 第1号	H17 (2005)	3	議会運営委員会に配付された事務局提出の資料	不存在	議会運営委員会に配付された文書は公文書ではあるが、原決定は支持し、実施機関がすでに廃棄しているため、不存在決定が妥当と認められた。
9	H18 (2006)	市諮問 第1号	H18 (2006)	1	市長尾小学校校舎改築外（建築）工事にかかる①設計価格 ②予定価格 ③最低制限価格（11/21入札分）	部分公開	原決定の取り消し。設計額の事後公開によって、今後の建築工事の設計額の類推されることは認められないなどその他入札事務の適正な遂行に支障を及ぼすことは認められないとの理由により、公開すべきと判断された。
10	H18 (2006)	市諮問 第2号	H18 (2006)	1	平成16年11月12日に行われた（仮称）西谷住民センター新築外（建築）公示の入札にかかる①設計価格②予定価格 ③最低制限価格	部分公開	教員の職専免研修は、自主的、自立的な研修として設けられており、公開することで研修内容についての誤解を生じ、批判等の対象となると考えられ、研修の実施に対し消極的になるなど制度の趣旨が阻害され、形骸化するおそれがあることから、原決定は妥当であると判断された。
11	H18 (2006)	教育委員会 諮問 第2号	H18 (2006)	2	平成17年度中の宝塚市立小学校教職員の教特法にもとづく職専免研修の申請書と報告書（すみれが丘・宝塚・宝塚第一・売布・高司に限る）	部分公開	会派で保管されている文書は、議会が保有しておらず、公文書ではないため、不存在を理由とした非公開決定は妥当であると判断された。
12	H18 (2006)	議会 諮問 第1号	H19 (2007)	1	平成17年度の市議会議員政務調査費の収支報告書その添付文書等	部分公開	既決犯罪通知書に係る存否応答拒否決定処分
13	H19 (2007)	市諮問 第4号	H19 (2007)	2	宝塚市立学校の教員の教特法に基づく研修報告書	部分公開	既決犯罪通知書等の情報は、不開示情報に当たり、その存否について回答することとは不開示情報を開示したこととなるため、実施機関が存否応答拒否と決定したことは妥当と判断された。
14	H19 (2007)	教育委員会 諮問 第2号	H19 (2007)	3	宝塚市立学校の教員の教特法に基づく研修報告書	部分公開	教員の職専免研修は、自主的、自立的な研修として設けられており、公開することで研修内容についての誤解を生じ、批判等の対象となると考えられ、研修の実施に対し消極的になるなど制度の趣旨が阻害され、形骸化するおそれがあることから、原決定は妥当であると判断された。
15	H19 (2007)	市諮問 第7号	H20 (2008)	1	総合窓口推進化事業関係一式に係る部分公開決定	部分公開	総合窓口推進化事業に関する業務委託に係る文書のうち、業務責任者の氏名は個人情報には該当するが、通常他人に知られたいくないとは認められないとして、公開が妥当と判断された。また、当該業務委託は、平成20年度から業務委託をせず、実施機関が公開することが可能としたため、公開することが妥当と判断された。
16	H19 (2007)	市諮問第1号	H20 (2008)	2	宝塚市クリーンセンタープラスチック類選別等処理業務に係る文書に対する部分公開決定	部分公開	当該業務委託においては、設計金額欄中の単価契約の単価額を公開しても、次の当該業務委託の入札に際して、設計金額の単価額の類推がより容易になるとはいえず、本件対象文書から本件単価額の同額又は近似値を算出することが可能であるから、もはや、本件単価額を非公開としなければならない合理的理由もないため、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、公開が妥当と判断された。
17	H19 (2007)	市諮問第7号	H20 (2008)	3	生活保護に係る文書に対する部分開示決定	部分開示	生活保護の認定に関して作成された文書中のケースワーカーが所見等を記載する欄を開示すると、ケースワーカーが狭い内容しか記載しなくなり、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすことを理由に部分開示とした決定に対して、不開示と判断したことは基本的には妥当であるが、公開しても支障のない単なる事実の情報の部分については、開示することが妥当と判断された。
18	H21 (2009)	教育委員会 諮問 第3号	H21 (2009)	1	養護学校（特別支援学校）の通学バス運行委託に関する文書及び委託拡大の方針決定に係る文書一式	部分公開	本件委託は、毎年度、同一の仕様を使用し、設計項目が少ないことから、公開すると設計金額等の類推は容易になり、サービスの質を無視した価格調整や価格競争を誘発しやすい状況を招くおそれがあり、その性質から競争入札に適さない競争入札に付することが不利と認められるため、随意契約としているという目的を失わせることとなることから、実施機関の原決定は妥当と判断された。

No.	諮問年	諮問番号	答申年度	答申番号	件名	原決定	答申内容
19	H21 (2009)	市諮問 第27号	H22 (2010)	1	平成19年5月から平成21年5月までの市会議員の国民健康保険税の滞納に関する公文書一式	存否応答拒否	存否応答拒否決定については、地方税法第22条を根拠とする実施機関の主張は認められず、市議会議員の国保税滞納の公文書の有無を明らかにすることは、非公開情報を公開することとならないため、存否応答拒否決定は取り消すべきであり、また、当該文書は、検索することができず、作成もしていないため、存在しないと判断された。
20	H22 (2010)	市諮問 第4号	H23 (2011)	1	介護施設からの異議申立人の母に関する報告書及び市での内部資料・高齢者虐待防止法に基づく調査・報告内容に関する文書一式	部分開示	申立人がその母が施設で虐待されたとし、それに関する書類を開示請求したが、実施機関が文書不存在を理由として部分開示としたことに異議を申立した案件。 実施機関において一律に文書不存在として部分開示決定を行ったことを取り消し、再度、文書の特定を行った上で開示不開示を行うべきとされた。
21	H23 (2011)	市諮問 第15号	H23 (2011)	2	宝塚市小浜〇丁目〇〇〇において平成14年5月頃発生した火災に関する文書一式	非公開	火災に関する書類について公開請求がなされたが、当該地における火災の記録が存在しないため文書不存在を理由として非公開決定がなされた事案。 審査会においても調査を行ったが、火災の記録が存在しないため、当該書類は存在しないと判断された。
22	H24 (2012)	市諮問 第20号	H24 (2012)	1	宝塚市市税の大口滞納者（上位10者）に関する滞納期間、滞納繰越金額、事業内容及び滞納処分状況に関する公文書	部分公開	申立人が請求した「市税の大口滞納者（上位10者）に関する滞納期間、滞納繰越金額、事業内容及び滞納処分状況」のうち、事業内容については、個人情報及び法人情報を理由に非公開と決定したことについて異議申立てがなされた事案。 原決定は妥当であるが、公開しない理由については、公開しないことと決定した部分の情報を実施機関が保有していないことを理由とすべきであるとされた。また、情報公開制度の運用について付言された。
23	H24 (2012)	市諮問 第33号	H24 (2012)	2	平成24年5月から上下水道局の申請より本人申請に変更したときの決裁文書ほか資料一式（市道路占用許可申請）	不存在	給水装置工事等の申込みにおける道路占用許可申請の手続きを、平成24年5月から変更しているが、道路管理課がその変更を口頭で上下水道局に伝えていたことから、不存在を理由に非公開と決定したことについて異議申立てがなされた事案。 本件請求文書が存在しないことには、相当の理由があり、また、これを覆すに足りる理由はないとして、原決定は妥当であると判断された。
24	H24 (2012)	上下水道事業管理者諮問第1号	H24 (2012)	3	平成24年5月から上下水道局の申請より本人申請に変更したときの決裁文書ほか資料一式（市道路占用許可申請）	不存在	給水装置工事等の申込みにおける道路占用許可申請の手続きを、平成24年5月から変更しているが、道路管理課がその変更を口頭で上下水道局に伝えていたことから、不存在を理由に非公開と決定したことについて異議申立てがなされた事案。 本件請求文書が存在しないことには、相当の理由があり、また、これを覆すに足りる理由はないとして、原決定は妥当であると判断された。
25	H24 (2012)	市諮問 第35号	H25 (2013)	1	宝塚市野上1丁目地内の開発に係る開発許可申請書等	部分公開	開発許可申請書に添付されている書類のうち、地質調査に関する文書等は、公開すると法人等の正当な利益を害することを理由に非公開と決定したことについて異議申立てがなされた事案。 地質調査に関する文書等を公開したとしても、法人等の正当な利益を害することは認められず、公開が妥当と判断された。
26	H25 (2013)	市諮問 第22号	H25 (2013)	2	市庁舎火災事案に係るマスコミ報道に関する行政文書一切（福祉関係文書を含む。）	非公開	市税滞納者に対する実施機関の対応に関する書類については個人情報等を理由に非公開し、差押えを受けた人が最低限の生活を送ることができる施策に関する決裁文書については不存在を理由に非公開決定したことについて、異議申立てがなされた事案。 本件請求文書は個人情報に該当するとして、実施機関が非公開と決定したことは妥当であると判断された。
27	H25 (2013)	市諮問第28号	H26 (2014)	1	自治会連合会に関する文書に対する部分公開決定	部分公開	自治会連合会に関する文書のうち、個人の住所、氏名等は個人情報等を理由に、自治会連合会の預金口座番号、保険証券等は法人情報を理由に、自治会連合会の意見、見解等は事務事業執行情報を理由に部分公開決定したこと、及び平成25年9月5日が公開決定期限であるが、決定通知書のみを交付し、公文書の公開準備が遅れたことについて、異議申立てがなされた事案。 非公開とした情報のうち自治会長の氏名及び自治会連合会の意見、見解を公開し、法律相談依頼票等を請求特定文書として特定の上、改めて公開又は非公開の決定をするべきであると判断された。
28	H25 (2013)	市諮問第32号	H26 (2014)	2	刑事告発に関する文書一式に対する存否応答拒否並びに小浜財産区管理会から各種団体への補助金支出に関する文書一式及び公職者からの小浜財産区管理会を巡る要望、提言、依頼等に関する資料一式に対する部分公開決定	存否応答拒否及び部分公開	刑事告発に関する文書については、個人に関する情報で非公開情報に該当し、存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなることを理由に存否応答拒否した。また、小浜財産区管理委員会から各種団体への補助金支出に関する文書のうち、任意の団体の構成員の氏名、住所、電話番号等は個人情報等を理由に、法人その他の団体の口座番号、預金残高、預金通帳の写し等の金融機関の口座に関する情報は法人情報を理由に部分公開決定したことについて、異議申立てがなされた事案。 存否応答拒否決定については、妥当であると判断された。その他の非公開とした情報については、審査会の判断に基づき、改めて公開又は非公開の決定をするべきであると判断された。
29	H25 (2013)	宝塚市上下水道事業管理者諮問第1号	H26 (2014)	3	市道221号（大堀川堤防）に設置の水道管に係る①申請者及び使用者②使用目的③水道料金支払者に対する部分公開決定	部分公開	市道221号（大堀川堤防）に設置の水道管に関する、実際の使用者の氏名又は団体名については、情報収集しておらず、当該情報を保有していないことから、当該情報を記録した文書は存在しないことを理由に部分公開決定したことについて、異議申立てがなされた事案。 本件請求文書については、作成していないため不存在として非公開とすることについては、不当とまではいえないと判断された。
30	H26 (2014)	市諮問第3号	H26 (2014)	4	平成25年度宝塚市きずなづくり推進事業補助金に関し、小浜の町並みを愛する会が不採択とされ、補助金が交付されなかった根拠を示す文書一式に対する部分公開決定	部分公開	平成25年度宝塚市きずなづくり推進事業補助金交付決定のうち、団体の構成員の住所、氏名、印影、電話番号等は個人情報等を理由に、並びに補助金を交付する団体として適格性に欠けることについての他課からの指示及び不採択にするよう公職者からの指示に関する文書については、不存在を理由に部分公開決定したことについて、異議申立てがなされた事案。 本件請求文書については、作成していないため、不存在として非公開とすることについては、不当とまではいえないと判断された。

No.	諮問年	諮問番号	答申年度	答申番号	件名	原決定	答申内容
31	H26 (2014)	市諮問第5号	H26 (2014)	5	刑事告発に関する文書一式に対する存否応答拒否並びに小浜財産区管理会から小浜の町並みを愛する会への補助金支出に関する文書一式及び市議会議員が管財課及び小浜財産区管理会長と協議した内容等に関する書類一式に対する部分公開決定	存否応答拒否及び部分公開	刑事告発に関する文書については、個人に関する情報で非公開情報に該当し、存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなることを理由に存否応答拒否した。また、小浜財産区管理委員会から各種団体への補助金支出に関する文書のうち、任意の団体の構成員の氏名、住所、電話番号等は個人情報理由に、法人その他の団体の口座番号、預金残高、預金通帳の写し等の金融機関の口座に関する情報は法人情報理由に部分公開決定したことについて、異議申立てがなされた事案。 本件請求文書については、存否応答拒否決定及び部分公開決定は妥当であると判断された。
32	H26 (2014)	市諮問第6号	H26 (2014)	6	市議会議員からのアジサイ公園、大堀川花の道に係る資料要求、要望等の記録に対する部分公開決定	非公開	市議会議員とアジサイ公園、大堀川花の道に関する協議を行ったが、議事録等は作成しておらず、また、資料提供等についても依頼があったが文書は作成していないため不存在を理由に非公開決定したことについて、異議申立てがなされた事案。 本件請求文書については、作成していないため、不存在として非公開とすることについては、不当とまではいえないと判断された。
33	H26 (2014)	市諮問第12号	H26 (2014)	7	刑事告発に関する文書一式に関する保有個人情報開示請求に対する部分開示決定	部分公開	刑事告発に関する文書については、刑事訴訟法第53条の2の訴訟に関する書類に該当するものであり、訴訟記録と同様に秘匿性が高いものであり、国等が行う犯罪捜査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして一部開示決定をしたことについて、異議申立てがなされた事案。 宝塚市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、審査会の判断に基づき、改めて開示又は不開示の決定を行うべきであると判断された。
34	H26 (2014)	市諮問第22号	H27 (2015)	1	生活保護制度における通院移送費に係る保有個人情報不開示決定処分	不開示	通院移送費等に係る保有個人情報について、異議申立人が県に対して行っている審査請求に関する内容であり、現在県において審査中であるため、公にすることにより当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとして不開示決定をしたことに対して異議申立てがなされた事案。 情報不開示決定は取り消し、不開示とした公文書について開示すべきと判断された。
35	H26 (2014)	市諮問第23号	H27 (2015)	2	生活保護制度における嘱託医の氏名等に係る情報非公開決定処分	非公開	嘱託医の氏名等に係る情報について、異議申立人が県に対して行っている審査請求に関する内容であり、現在県において審査中であるため、公にすることにより当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとして非公開決定をしたことに対して異議申立てがなされた事案。 非公開とした文書のうち、嘱託医の氏名等については新たに公文書を特定の上公開すべきであり、その他の文書について非公開としたことは妥当であると判断された。
36	H27 (2015)	教育委員会諮問第1号	H27 (2015)	3	教科用図書調査委員会の会議録等に係る情報非公開決定処分	部分公開	平成24年度使用公立学校教科用図書の採択に係る文書のうち、平成24年度使用公立学校教科用図書調査委員会の会議録又は会議の要点記録メモについて、文書不存在を理由に非公開決定をしたことに対して、異議申立てがなされた事案。 会議録を作成していないため文書不存在であることを理由とした部分公開決定は妥当であると判断された。
37	H29 (2017)	市諮問第6号	H29 (2017)	1	すみれ共同作業所の補助事業実績報告書に係る情報部分公開決定処分	部分公開	本市の財政援助団体であるすみれ共同作業所の会計決算報告書のうち、指導員については個人に関する情報であり、通常他人に知られたくはないと認められるものであることを理由に非公開と決定したことについて審査請求がなされた事案。 非公開とした情報のうち、北山照昭氏に係る性別及び年齢の部分は公開すべきであるが、その余の部分を非公開としたことは妥当であると判断された。
38	H29 (2017)	市諮問第34号	H30 (2018)	1	自衛官募集等に係る自衛隊への個人情報の提供に係る文書の非公開決定処分	非公開	自衛官募集等に係る自衛隊への個人情報の提供に係る文書について、文書不存在を理由に非公開と決定したことに対して、審査請求がなされた事案。 請求のあった公文書のうち、「(9) 外部機関への提供文書」については、公文書を特定の上、改めて公開の決定を、その余の部分を非公開としたことは妥当である等と判断された。
39	H29 (2017)	市諮問第35号	H30 (2018)	2	自衛隊による住民基本台帳の閲覧に係る文書の部分公開決定処分	部分公開	自衛隊による住民基本台帳の閲覧に係る文書について、該当する公文書を作成していないことを理由に非公開と決定したこと等に対して、審査請求がなされた事案。 請求のあった公文書のうち、「(2) 開示記録」及び「(3) 開示請求書以外の内部文書」については、審査会の判断に基づき、改めて公開又は非公開の決定を、その余の部分を非公開としたことは妥当である等と判断された。
40	H30 (2018)	市諮問第9号	H30 (2018)	3	公共下水道及び水道配水管・水道引込管の占用の更新の資料一式(市道)に係る非公開決定処分	非公開	公共下水道及び水道配水管・水道引込管の占用の更新の資料一式(市道)について、該当する公文書は存在しないことを理由に非公開と決定したことに対して、審査請求がなされた事案。 本件請求文書が存在しないことには理由があり、原決定は妥当であると判断された。
41	R2 (2020)	市諮問第2号	R2 (2020)	1	蔵人共同浴場の庁内検討会等の議事録に係る部分公開決定処分	部分公開	蔵人共同浴場の庁内検討会等の議事録について、法人情報や内部協議情報等を理由に非公開と決定したことに対して、審査請求がなされた事案。 非公開とした文書のうち、答申書で示した別表2の部分は公開すべきであり、その他の部分については非公開としたことは妥当であると判断された。
42	R2 (2020)	市教育委員会諮問第4号	R3 (2021)	1	市立中学校事業に係る部分開示決定処分	部分開示	※案件の事情に配慮し、答申内容は公表しない。

No.	諮問年	諮問番号	答申年度	答申番号	件名	原決定	答申内容
43	R3 (2021)	市諮問第3号	R4 (2022)	1	催告書に関する情報存否応答拒否決定処分	存否応答拒否	<p>滞納整理システムを使用せず、市税収納課が発行している催告書について、非公開決定や不存在決定として回答することにより、催告書の発送件数や発送頻度等が予測され、徴税事務の円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれがあることを理由に情報存否応答拒否決定を行ったことに対して、審査請求がなされた事実。</p> <p>実施機関の主張は抽象的なおそれの範囲を超えないことから存否応答拒否決定は取り消した上で、公開を請求する公文書を特定し、特定した公文書のうち、「催告書を施行又は発送した日付」及び「担当がわかるもの」について記載した部分を公開すべきであると判断された。</p>
44	R3 (2021)	市諮問第4号	R4 (2022)	2	催告書に関する情報存否応答拒否決定処分	存否応答拒否	<p>滞納整理システムを使用せず、市税収納課が発行している催告書について、非公開決定や不存在決定として回答することにより、催告書の発送件数や発送頻度等が予測され、徴税事務の円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれがあることを理由に情報存否応答拒否決定を行ったことに対して、審査請求がなされた事実。</p> <p>実施機関の主張は抽象的なおそれの範囲を超えないことから存否応答拒否決定は取り消した上で、公開を請求する公文書を特定し、特定した公文書のうち、「催告書を施行又は発送した日付」及び「担当がわかるもの」について記載した部分を公開すべきであると判断された。</p>
45	R3 (2021)	市諮問第5号	R4 (2022)	3	催告書に関する情報存否応答拒否決定処分	存否応答拒否	<p>滞納整理システムを使用せず、市税収納課が発行している催告書について、非公開決定や不存在決定として回答することにより、催告書の発送件数や発送頻度等が予測され、徴税事務の円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれがあることを理由に情報存否応答拒否決定を行ったことに対して、審査請求がなされた事実。</p> <p>実施機関の主張は抽象的なおそれの範囲を超えないことから存否応答拒否決定は取り消した上で、公開を請求する公文書を特定し、特定した公文書のうち、「催告書を施行又は発送した日付」及び「担当がわかるもの」について記載した部分を公開すべきであると判断された。</p>
46	R3 (2021)	市諮問第6号	R4 (2022)	4	催告書に関する情報存否応答拒否決定処分	存否応答拒否	<p>滞納整理システムを使用して、市税収納課が発行している催告書について、非公開決定や不存在決定として回答することにより、催告書の発送件数や発送頻度等が予測され、徴税事務の円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれがあることを理由に情報存否応答拒否決定を行ったことに対して、審査請求がなされた事実。</p> <p>実施機関の主張は抽象的なおそれの範囲を超えないことから存否応答拒否決定は取り消した上で、公開を請求する公文書を特定し、特定した公文書のうち、「催告書を施行又は発送した日付」、「担当がわかるもの」、及び「未納明細書の定型的な様式部分及び延滞金欄に記載された日付け」について記載した部分を公開すべきであると判断された。</p>
47	R3 (2021)	市諮問第7号	R4 (2022)	5	催告書に関する情報存否応答拒否決定処分	存否応答拒否	<p>滞納整理システムを使用して、市税収納課が発行している催告書について、非公開決定や不存在決定として回答することにより、催告書の発送件数や発送頻度等が予測され、徴税事務の円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれがあることを理由に情報存否応答拒否決定を行ったことに対して、審査請求がなされた事実。</p> <p>実施機関の主張は抽象的なおそれの範囲を超えないことから存否応答拒否決定は取り消した上で、公開を請求する公文書を特定し、特定した公文書のうち、「催告書を施行又は発送した日付」、「担当がわかるもの」、及び「未納明細書の定型的な様式部分及び延滞金欄に記載された日付け」について記載した部分を公開すべきであると判断された。</p>
48	R3 (2021)	市諮問第8号	R4 (2022)	6	催告書に関する情報存否応答拒否決定処分	存否応答拒否	<p>滞納整理システムを使用して、市税収納課が発行している催告書について、非公開決定や不存在決定として回答することにより、催告書の発送件数や発送頻度等が予測され、徴税事務の円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれがあることを理由に情報存否応答拒否決定を行ったことに対して、審査請求がなされた事実。</p> <p>実施機関の主張は抽象的なおそれの範囲を超えないことから存否応答拒否決定は取り消した上で、公開を請求する公文書を特定し、特定した公文書のうち、「催告書を施行又は発送した日付」、「担当がわかるもの」、及び「未納明細書の定型的な様式部分及び延滞金欄に記載された日付け」について記載した部分を公開すべきであると判断された。</p>
49	R04 (2022)	市諮問第22号	R4 (2022)	7	保有個人情報（介護保険課）の部分開示決定処分	部分公開	<p>「虐待通報について、市の意思決定がされるまでの経緯（詳細）がわかる文書」に係る保有個人情報の部分開示決定に関して、一部不開示とした理由の誤りがある部分について、原決定を取り消し、改めて開示又は不開示の決定を行うべきとされた。その余の部分を開示としたことは、妥当であると判断された。</p>